

定款施行細則付属  
入退会等の手続規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本音響家協会（以下、協会という）の入会及び退会等に関する手続き及びその取り扱い等について必要な事項を規定する。

第2章 入 会

(入会申込手続き)

第2条 協会に入会するときは、所定の入会申込書(書式-1)に必要な事項を記入の上、入会金と初年度会費を添えて会長に申し込む。

(入会申込書の提出先とその方法)

第3条 入会申込書は、申込者が居住する地区を所轄する支部の連絡事務所（以下、支部連絡事務所という）に、郵送又は電磁的方法（電子メール又はFAX）により提出する。

(会費等の納入方法)

第4条 入会金及び入会初年度会費の納入方法は振込みとし、本協会の郵便振替口座に振込む。

(入会申込書の受け付けと会長への報告)

第5条 支部長は、第3条の申込書に不備があれば修正して受理し、遅滞なく会長に報告する。

(入会の承認)

第6条 会長は、当該入会申込書及び入会金並びに初年度会費の振込を確認したときは、当該申込者を準会員として入会を承認し、その旨を理事会に報告するとともに本人に入会承認通知書を送付して通知する。

2 会長は前項の入会者を、第18条の会員名簿及び第19条の在籍者名簿に登録する。

第3章 退会及び再入会

(退会の手続きと取扱い)

第7条 協会を退会するときは、書面による退会届を会長宛に提出する。

2 退会届は任意書式とし、郵送又は電磁的方法（電子メール又はFAX）により支部連絡事務所に提出する。

3 前項の退会届を受け付けた支部長は速やかに会長に報告し、会長は、退会届を受理したときはその旨を理事会に報告し、在籍者名簿から当該会員を削除する。

4 退会時において既納の会費は如何なる事由があっても返還しない。

(再入会)

第8条 退会した者が再入会を希望するときは、改めて第2章各条に規定する入会手続きを執るものとする。

2 退会時に正会員であった者は、正会員として再入会できる。

3 前項により再入会するときの初年度会費は、正会員の年会費とする。

第4章 除 名

(除名の手続)

第9条 除名は、当該会員の名誉と人権に関わる事項につき、除名する事由となる行跡等を精査して検証し、定款及び関係法令に基づき慎重に行うものとする。

2 理事会は、当該会員から直接事情聴取をして検証するものとし、必要な場合は理事会の決議により査問委員会を設置し除名の可否を諮問する。

3 除名は、理事会が除名を決議して社員総会に諮り、総正会員の3分の2以上が賛成した決議によるものとする。この場合において協会は、当該会員に対し、当該社員総会開催日の1週間前までにその旨を通知し、かつ当該社

員総会において弁明の機会を与えるものとする。

4 社員総会が除名を決議した当該会員（以下、被除名者という）は、会員資格を喪失し会員としての権利義務は消滅する。ただし、未履行の債務の債権は協会が留保する。

5 被除名者は、以後会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとし、その旨を除名通告書に記載する。

(除名の通告)

第10条 会長は、除名した会員に対し書面による除名通告書を以ってその旨を通告する。

## 第5章 除籍及び復籍

### 第1節 除籍の手續

(会費納入の催告)

第11条 毎年次7月31日までに会費の納入がない者（以下、未納者という）に対し別に定める、退会時の会費の清算及び除籍等に関する取扱規準（以下、取扱規準という）に規定する督促状を以って会費の納入を催告する。

(除籍の決議)

第12条 前条の未納者が、8月末日の納入猶予期限内になお会費を納入しないとき及び退会届を提出して月割年会費を清算しないときは、理事会が当該未納者の除籍を決議する。

(除籍の通告)

第13条 理事会が除籍を決議したときは、除籍決議の執行を猶予する期限（以下、手續期限という）を示して復籍又は退会の手續を執るよう勧告する旨を記した除籍通告書を送付して除籍を通告する。

(除籍の確定と再通告)

第14条 前条の通告を受けた者（以下、除籍被告者という）が、復籍又は退会の手續を放棄したときは、先の除籍決議及び除籍通告書が発効し、除籍が確定する。

2 被除籍被告者が第17条の退会届を提出し、手續期限内に月割年会費の清算納入がないときは、理事会が会費の未清算として除籍を決議する。この場合において除籍再通告書を送付して再通告する。

3 除籍が確定した者（以下、被除籍者という）は、会員資格を喪失し、会員としての権利義務は消滅する。ただし、未履行の債務の債権は協会が留保する。

4 被除籍者は、以後会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとし、その旨を除籍通告書に記載する。

### 第2節 復籍及び退会の手續

(復籍の申込み)

第15条 第13条の被除籍被告者であって本人に入会を継続する意思があり復籍を希望するときは、手續期限内に未納会費を納入し、所定の復籍申込書(書式-6)を会長に提出して復籍を申し込むものとする。

(復籍の承認とその通知)

第16条 会長が前条の復籍の申込みを受理したときはその旨を理事会に諮り、理事会が復籍を承認する旨の決議をし、除籍リストから削除して復籍する。この場合において、復籍承認通知書を以ってその旨を本人に通知する。

(退会届の提出)

第17条 第13条の被除籍被告者が退会を希望するときは、手續期限内に月割年会費を納入し、任意書式の退会届を提出して退会を申し出るものとする。

(退会の承認とその通知)

第18条 会長が前条の退会届を受理したときはその旨を理事会に諮り、理事会が退会を承認する旨の決議をし、除籍リストから削除して退会する。この場合において、退会承認通知書を以ってその旨を本人に通知する。

### 第3節 除籍取消申立の手續

(除籍取消の申立)

第19条 第14条第1項及び第2項の被除籍者が、定款第14条第1項ただし書きの止むを得ない事由により必要な手続が執れず除籍となったときは、事後、事情を申し出て除籍取消の申立をすることができる。

2 申立の受付は支部長とし、支部長は事情聴取をした上で申立に理があるときは会長に報告し、会長は支部長の報告を理事会に付議する。

(裁決による取扱い)

第20条 理事会が前条第2項の申立内容を裁決し、承諾とする裁決をしたときは申立の承認を決議して除籍リストから削除し、不承諾とする裁決をしたときは当該申立を却下する。

2 前項により復籍を承認する決議をしたときは、復籍承認通知書を以ってその旨を本人に通知し、退会を承認する決議をしたときは、退会承認通知書を以ってその旨を本人に通知する。

## 第6章 会員名簿

(会員名簿)

第21条 会員名簿は、一般社団・財団法人法第31条に規定する社員名簿とし、協会のすべての会員及び使用人等を登録する。

(在籍者名簿)

第22条 在籍者名簿は、支部の運営並びに事業活動に供するため毎事業年度の初めに、支部毎に当該事業年度の在籍者を記した会員名簿の抄本の在籍者名簿を作成し、各支部に配置する。

2 退会及び除籍若しくは除名により会員資格を喪失した者は、在籍者名簿から削除する。

(名簿記載事項)

第23条 会員名簿は次に掲げる記載事項を基本とし、第(1)号から第7号までは入会申込書に記載した本人提出によるものとする。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 自宅住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス
- 4) 会費請求書、配布文書、機関誌、資料等の送付先住所
- 5) 勤務先名称、所属する団体名、住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス
- 6) 従事する音響の部門
- 7) 入会時の紹介者の氏名
- 8) 技能認定資格、レポート提出の有無
- 9) 会員の種類、役職名、会員番号
- 10) 会員としての履歴  
(入退会日、正会員昇格日、役職名とその選解任日、名誉資格昇格日、社員資格喪失日とその事由)
- 11) その他、管理運用に必要な事項

(記載事項の変更届)

第24条 会員は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく所属する支部の支部長に届け出るものとする。

2 支部長は、前項の変更の届け出を受けたときは、速やかに在籍者名簿を変更してその旨を会長に報告し、会長は遅滞なく会員名簿の記載事項を変更する。

(会員の個人情報の取り扱い)

第25条 会員名簿及び在籍者名簿に記載した個人情報は、定款第63条第1項の規定に従い、その公開の可否及び公開の範囲について当該会員の意向の尊重並びに公開する目的を十分考慮し、別に定める個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)に基づき慎重に取り扱うものとする。

## 第7章 雑 則

(改 廃)

第26条 この規則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

この規定は、2010年4月1日から施行する。